

令和4年8月8日

## 国家公務員

## 3年ぶりに引上げ勧告

~人事院 月例給・ボーナスともに引上げの勧告を出す~

人事院は、8月8日(月)、国会及び内閣に対して、国家公務員の月例給について民間給与との較差(0.23%)を埋めるため初任給及び若年層の俸給月額引上げ、民間の支給状況を踏まえボーナスの引上げ(0.10月分) 勧告を行った。勧告のポイントは下記のとおり。

## 【人事院勧告のポイント(抜粋)】

①月例給

初任給及び若年層の俸給月額引上げ

※初任給 総合職及び大卒程度一般職 3,000円、高卒者一般職 4,000円引上げ。また、20歳台 半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について改定。(平均改定率0.3%)

②ボーナス

支給月数を 0. 1 0 月分引上げ 現行 4. 3 0 月 → 4. 4 0 月に改定 (勤勉手当の支給月数を引上げ)

人事院より、3年ぶりに引上げ勧告が出された。人事院勧告は、県人事委員会勧告にも大きな影響を及ぼすものである。栃教協は今後も県人事委員会に対し、教職員の職務に応じた勧告が出されるよう要望を行っていく。

